

## 監事監査報告書

令和6年5月23日

学校法人 Hope International Academy

理事会 御中

評議員会 御中

監事 金井 守



監事 當山 孝祥



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人 Hope International Academy の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。私たちは監査にあたり、理事会、評議員会に出席するほか、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切に行われており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上